

知ってほしい! 共済会制度のコト

岩田屋三越支部発信

三越伊勢丹グループ共済会の制度を岩田屋三越支部の皆さんに、もっと身近に感じて活用してもらえよう、各制度のポイントを分かりやすく発信していきます。

Vol.8 介護援助制度

利用対象：L会員（月給制の方）
S会員（時給制の方）

共済会会員本人の同居家族（2親等以内）が、居宅もしくは通所での介護サービス（介護保険適用）を利用した場合、その費用の一部を補助します。（会員本人が費用を負担している実父母は別居でも可）

【利用補助額】 **介護費用の50%**
（申請日が4月1日～翌年3月31日） **15万円限度**



💡 注意事項

- * 病院に入院もしくは特別老人ホーム、有料老人ホーム等に入居しているなど **自宅居住していない場合は対象外**
- * 介護サービスのうちキャンセル代、レンタル代、物品購入代等、介護サービスに直接関わらないものおよび2週間を超える連泊費は対象外
- * 同一世帯に複数の会員がいる場合も介護サービス1回の利用につき1回の申請となります。
- * **給付申請は利用日（領収書発行日）から1年以内です**

※2022年4月からの変更点

別居家族の場合、実父母までの親族を補助の対象とします。

【申請方法】

承認ワークフローにて電子申請



PDFにて添付するもの

① 介護保険が適用されていることがわかる利用領収書・明細書

※領収書について・・・「利用日および1日あたりの金額」、「別居の場合は、会員本人のフルネームの宛名」が記載されていることが必要です。

利用施設の事情で、領収書の宛名が会員本人にできない場合は、引落しされている通帳コピー等（会員本人が支払いをしていることが分かるもの）の添付も必要となります。

② 同居の場合は、証明書類（介護保険証）

★お問い合わせはこちら★
組合事務所（今泉ビル1F）内線 815-3197
外線 092-712-6870

共済会制度案内は、共済会HP
「**制度内容のご案内**」から詳細を確認
できます。
<http://www.imgu.or.jp/kyousai/>

